

いじめ防止基本方針

(岡山市立御津南小学校 2017 年改定)

1.いじめについて、いじめへの対応についての基本的な考え方

いじめは、児童の生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人権を侵害する行為であるため、「絶対に許されない行為である」という認識を持ち、全教職員が、その解決に全力で取り組む。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であるという認識のもとに、道徳や特別活動の時間を中心に、学校教育活動全体を通して、正義を愛し、不正を憎み、勇気をもって正しい行動がとれる児童を育てる。また、いじめ問題を自分たちの問題ととらえ、自分たちで改善しようと努力する児童の主体的な活動を推進する。

2.いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

3いじめの防止のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会

月1回開催・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うために中核となる組織・具体的には、いじめ防止の取り組みの基本方針の見直し、年間計画作成、職員研修の計画、運用、検証各方面からの情報収集と集約、記録いじめが起こったときの対応方針の決定、聞き取り、指導・この会は常設で、月1度の生徒指導委員会後に開く。

(2) 組織の構成者

実際の運用は生徒指導主事が中心となる。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、人権担当、関係者学級担任、養護教諭

(3) 拡大いじめ対策委員会（緊急を要するもの重大事態への対応の場合）

校内いじめ対策委員会のメンバーに地域や関係機関のメンバーを加えて開催地域から招集地域協働学校運営委員代表、主任児童委員、民生委員等・関係機関から招集岡山市教育委員会、北警察署、子ども相談主事、地域子ども相談員、子ども総合相談所・この会は校長が主宰し、必要に応じて招集する。